

令和3年 太田市教育委員会8月定例会会議録

開会年月日	令和3年8月4日(水曜日) 午後2時		
閉会年月日	令和3年8月4日(水曜日) 午後3時50分		
開会場所	尾島庁舎 3階 教育委員会室		
	議 案 (件 名)	結 果	
議案第32号	令和2年度事業対象太田市教育委員会の点検・評価報告書について	可決	
議案第33号	旧太田市立太田東小学校に関する教育財産の廃止について	可決	
議案第34号	太田市奨学金貸与条例の一部改正について	可決	
議案第35号	太田市笹川清奨学基金条例の一部改正について	可決	
議案第36号	太田市モーテル類似旅館建築等規制条例の一部改正について	可決	
議案第37号	太田市立太田高等学校普通科の募集について(秘密会)	可決	
議案第38号	令和4年度使用太田市立小・中・義務教育・高等学校教科用図書採択について(秘密会)	可決	
出席者	恩 田 由 之 (教育長) 池 田 光 男 (教育長職務代理者) 佐 藤 真太郎 (委員) 野 村 路 子 (委員) 倉 嶋 慶 秀 (委員)	欠席委員	
	教育部長、管理担当副部長、指導担当副部長、教育総務課長、学校施設管理課長、学校施設管理課主幹、文化財課長、青少年課長、学校教育課長、市立太田高校事務長、(教育総務課総務係長) (市民生活部副部長兼生涯学習課長、文化スポーツ部スポーツ担当副部長、文化スポーツ部文化芸術担当副部長、文化スポーツ総務課長、スポーツ振興課長、スポーツアカデミー担当課長、スポーツ施設管理課長、文化課長、学習文化課長、美術館・図書館長、芸術学校担当課長、福祉こども部副部長、こども課長) ( )は欠席者	書記・記録	田又係長代理 大谷係長代理
議 題 及 び 議 事 の 大 要			
会議録署名委員の指名	倉 嶋 慶 秀 委 員		
	池 田 光 男 委 員		

### 事務局：

皆様、こんにちは。本日は、令和3年 教育委員会8月定例会となります。傍聴者はおられません。教育長、進行をお願いいたします。

### 議長（教育長）：

令和3年8月太田市教育委員会定例会を開会いたします。

日程第2 会議録署名委員は、倉嶋委員、池田委員をお願いいたします。

次に、日程第3 教育長報告を申し上げます。

先日、少年野球のチームが、県で優勝して挨拶に来てくれました。努力した点は、学校での練習以外に、家でもお父さんやお母さんの協力も得て一生懸命練習したとの話が印象的でした。

また、中学校の県大会も無事終わり、関東大会や全国大会へ100人以上が参加すると聞いています。コロナの感染拡大とのことで、群馬県も警戒度4になり、注意して行ってきて欲しいなと、頑張ってきて欲しいなと思います。今後、コロナの広がり、動向を見据えて、(行事等の)縮小や中止の決断を是非、お願いしたいと思います。特に、キーワードは「生活を共にしていない人との接触」ではないかと思います。新たな人との接触が、感染を生み、クラスターを生むというような方向になりますので、(注意するよう)よろしく申し上げます。

最後に、9月1日より議会がスタートしますが、パワハラ問題であったり、オリンピックでもジェンダーフリーの問題であったり、様々な課題が取り上げられると思います。丁寧なヒヤリングと誠意ある答弁にご尽力申し上げます。以上です。

続きまして、教育部長から報告をお願いします。

### 教育部長：

学校が夏休みに入りまして、教育委員会事務局、特に学校教育課などは、本来であれば少し静かになる時期であります。先週末あたりから、新型コロナのPCR検査を受ける児童・生徒、保護者・ご家族が急増しておりまして、検査を受ける方の増加によって陽性者も増えている状況であり、情報収集や対応に追われているところでもあります。夏休み中の行動についても、慎重に行っていただくよう保護者の皆様へお願いしております。何とか2学期が始まるまでに、少し落ち着いてくれれば良いなと思っています。

次に、本市の新型コロナワクチン接種状況についてお話ししますと、65歳以上の希望者への接種はほぼ完了しておりまして、現在は64歳以下の基礎疾患のある方、そして8月10日からは64歳以下の一般の方の予約が開始されると予定となっております。

また、教育委員会としての事業ではありませんけれども、本市独自の取り組みとして、これから進学や就職を控えた中学3年生と高校3年生及びその保護者の方を対象としまして、8月下旬に社教センターと宝泉行政センターを会場として、ワクチ

ンの接種を行う予定であります。

そして、そんな状況の中ではありますが、先ほど教育長からお話があったとおり、中学校の部活動では、今週末、関東大会や全国大会が行われます。本市からも多くの生徒が参加予定でありますので、コロナ対策をはじめとした健康管理に万全を期して準備をし、活躍してもらえるよう、各学校へは指導してまいりたいと思っています。以上でございます。

議長（教育長）：

ありがとうございました。

次に、日程第4 議事に入ります。本日は、協議案件が7件、事務報告が3件ございます。議案第37号及び議案第38号については秘密会とし、事務報告後、最後に協議したいと思っておりますがよろしいですか。

全委員：

異議なし。

議長（教育長）：

それでは、最初に、議案第32号「令和2年度事業対象太田市教育委員会の点検・評価報告書について」、教育総務課長から説明願います。

教育総務課長：

「令和2年度事業対象太田市教育委員会の点検・評価報告書について」

【提案理由説明】

議長（教育長）：

只今の説明につきまして、ご質疑等はございませんか。

池田委員：

施設一体型義務教育学校（北の杜学園）について、成果をどのように評価して、どのように次に展開していくのでしょうか。10年、15年の長いスパンでの計画はあるのですか。

学校教育課長：

北の杜学園に関しましては9年制の小中一貫教育に取り組んでおります。主な特色としましては、1年生から9年生まで、学年を2・2・3・2のブロックに分けて、ブロックごとの教育を行っており、各ブロックにリーダーとなる教職員を配置しています。そして5年生から教科担任制を採用しています。そういった様々な小中一貫校、義務教育学校ならではの取り組みをしております。将来的には、その取り組みの成果を順次一般の公立の小中学校に波及させていきたいと考えております。それと同時に、

将来、子どもの数が減ってくるということで、学校教育課企画係の方で義務教育学校も視野に入れた（市内小中学校の）再編計画を考えているところです。

池田委員：

そういった計画が見られるようになるのは、いつ頃の時期ですか。例えば3年後、5年後、どのくらいのスパンになるのですか。「予定」としてでいいので教えてください。

学校教育課長：

今、学校教育課企画係の方で全体的な計画を立てているところです。この後、区長様など地域の方を巻き込んだ検討委員会を立ち上げることも考えています。統廃合は、地域の合意形成を図りながら、慎重に進めていかなければならないことと考えています。全体的な計画を立て、各地域の方々を集めて代表の方からの意見を聞いて、慎重に進めていきたいと考えています。まず、この一年を目途に全体的な計画を策定し、何年後に順次何をするのかということ、教育委員会でもお示しできるかと思えます。

池田委員：

今年一年間で成果をある程度見て、長期の計画を作って地元の方にお示しをするというプランニングでよろしいですか。

学校教育課長：

まだプラン自体が協議もしていない段階で、情報収集の段階でございます。どのように地域を巻き込んで、どういう順番で話し合いを進めていくか、まだ決まっていません。今やっていることは、子どもの数の推計です。出生数による推計で、6年後の児童・生徒数と学級数などが推し測れますので、そのデータをもとに、この地域は小中一貫教育がいいのか、義務教育学校がいいのか、小小合併がいいのかなどに関しましては、この後、いろいろ話し合いを進めていくことになるかと思えます。しかし、まだ枠組み、全体的なプランができておらず、情報収集を進めている段階なので、現時点ではどこまでに、どういうプランを提示できるかということは、まだお話しできる状況ではありません。

池田委員：

今の情報収集というのは、地域の情報収集と、もう一つ北の杜学園の成果の情報収集もありますよね。それはどちらのことを言ってるのでしょうか。

学校教育課長：

その両方を指しているのと、他県や県内他郡市の統廃合計画も参考にしながら、本市としてどういう方法で再編を行っていくのがよいか、情報を収集しているところです。

池田委員：

それともう一つ、今年北の杜学園が開校して削減されたコストはどのくらいあって、どこに配分しているのですか。教育部門に配分されるといいと思うのですが。

教育部長：

今、手元に資料がないので数字的なことはお答えできないのですが、北の杜学園を作る建設費自体は20億くらいかかっておりまして、当然起債、借金をしていますので、毎年毎年償還が出てまいります。ですので、ランニングコストが浮いた分を、直ちに教育委員会の他の部門に回すというのもなかなか、市全体の財政が小さくなっていく中ではありますので難しい面はあろうかと思いますが、ランニングコストの削減に努めながら、浮いた部分をいくらかでも教育に回せるように財政当局にはお願いしていきたいと思っています。

池田委員：

今後のこともありますので、教育のレベルが上がる・上がらないという問題とは別に、キャッシュ・フローがどのくらい出てくるかを、きちんと出しておいた方がいいと思います。

教育部長：

先ほど申し上げましたとおり、ランニングコストでどのくらい浮いてくるのかということは、ある程度把握はしております。ただ、試算ということで、まだ開校して数ヶ月しかたっておりませんので、実際に運営した時にどのくらいになってくるか、また誤差も出てくるかと思えます。コストが減ってくるのは間違いのないと思えますし、それが長いスパンで見たときにこれだけ減ってくるというのが明らかになると思えますので、成果として示したうえで、有効活用していきたいと思えます。

池田委員：

そのコスト削減の成果は、いつ頃見えるのでしょうか。

教育部長：

やはり最短でも1年経過してみないと難しいかと思えます。

池田委員：

ありがとうございます。

議長（教育長）：

他にございますか。

佐藤委員：

資料18ページの、ICT機器整備事業の課題にある「環境整備」は、具体的には何を指しているのですか。

学校施設管理課長：

例えば大型モニターがすべての教室に配備されてはいないので、そういった部分の環境を整備していきたい、ということです。

佐藤委員：

「環境」というのはソフト面とハード面と両方を含めて整備不十分ということで書いてあるのかな、と思ったのですが。今、夏休みなので小学生のお子さんが端末を持ち帰っていると思いますが、端末を使う上での環境整備といいますと、家にWi-Fiがないお宅もあるだろうし、教育にふさわしいソフトウェアがまだインストールされていないのでは、ということも考えられますし、例えば担任の先生が宿題を出さなければ(パソコンも)「ただの機械」で、起動すらされずに終わってしまう、という可能性もあります。このパソコンを使って、どのような教育を施すのかという部分で、ソフト面、人事資源とかソフトウェアの部分で「これが課題である」ということが、他の市で運用していく中で課題は出ていて分かっているのですが、太田市はまだそこまで及んでいないということこそが課題なんじゃないかな、と個人的に思うのです。子どもに「これは最低限やらせたい」ということが完全に固まっていないというか、固まらないままズルズル行って、パソコンの更新の時期になってしまうのではないかと思うので、早い段階で、学年に応じたパソコンの上手な活用方法を研究する必要があると、個人的には思いました。

学校教育課長：

太田市では「太田市GIGAスクール構想」という3か年の計画を立てて計画的に取り組んでおります。学校教育課では、他市の情報も得ながら進めていますが、太田市が他市より遅れている、ということはないと感じております。その理由は、まず、教職員研修というのはとても大事なことでと考えているからです。GIGAスクール推進本部会議という会議を開いて、各担当から意見を集約して、改善に活かしているということと、太田市教育研究所で研究班を作って、小中学校ともどのように活用できるかを現場の教職員に研修をし、それを逐次教育現場に発信しております。それから、業者による研修、群大工学部と連携した研修、市教委による教職員研修を計画的に行って、指導に当たる教職員のICTの指導力向上を図っています。そして子どもたちに関しては、無理なく、ICT嫌いな子どもを作らない、誰一人置いていかない、ということに気を付けながら、少しずつ活用の幅を広げております。現在は、全小中学校で学習用端末を持ち帰らせて家で使わせていますし、それに先立って各家庭のWi-Fi環境の調査をしまして、環境の整っていない1割弱の家庭については、子どもたちが学校に持ってくれば、Wi-Fi環境が使える日を提示しております。そしてWi-

Fi 環境がなくても利用できる学習ソフト（e ライブラリ）を入れております。小学校 1 年生から中学 3 年生まで、5 教科中心に、段階的に学べる学習ソフトです。例えば中学 1 年生のお子さんが、小学校に戻って学習することが可能です。そのように市教委では学校と連携を図って、計画的に太田市 G I G A スクール構想に計画的に取り組んでいるところです。

佐藤委員：

私も、実際に端末を見ていて、e ライブラリも見えています。ですが、これは空欄の答えを選択してエンターを押すだけなので、別にパソコンでやらなくても良い内容です。そうであれば、5 教科ではなくて、タイピングとかパワーポイントを使って丸を書くとか、エクセルを動かして数字を入れていくとか、「パソコンを扱う」ことを覚えなくてはいけないのではと思います。紙ベースでできることがパソコンに入っているだけなので、そこのところが課題だなと個人的に思ったので、今、話をしました。ただ非常に内容は良くできていると思いますし、太田市は充実していると思うのですが、京都なんかは（端末を）購入しなくてはいけないらしいので、素晴らしいなと思いますけれど、施設整備がすぐにできるとは思いませんが、改善の余地は少しあるかもしれないので、経過を見守らせていただければと思います。以上です。

学校教育課長：

今のことを補足しますが、太田市 G I G A スクール構想に並行しまして、プログラミング学習というのが、新学習指導要領に入っております、先ほど委員がおっしゃったことは全教科を通してやっていくことになっております。例えば、中学校の技術の時間に、タイピングやプログラム作成が入っています。ですから義務教育 9 年間で並行して行っておりますので、ご承知おき頂ければと思います。

倉嶋委員：

太田市 G I G A スクール構想について、保護者への周知とパソコン貸与関係の保護者との契約等はどうなっていますか。

学校教育課長：

ご指摘のとおり、保護者との合意形成はとても大事だと思います。太田市 G I G A スクール構想を推進するにあたり、保護者への説明をするとともに、保護者の同意書を提出していただいています。学校を通して丁寧に進めておりまして、今のところ保護者から大きな問題をご指摘いただいております。

倉嶋委員：

与えられた端末を見ると、中身はパソコンですからインターネットを通常どおり見られると思います。今まで、子どもに携帯電話を持たせるか持たせないか、いろいろ議論があったと思うのですが、行政側がメディアに対して子どもが自分からアクセス

できる環境を与える、しかも夏休みに関しては自宅に持ち帰って自由に使えるという状態になるわけです。メディアリテラシー、情報リテラシーの教育を同時もしくは先行させないと、少し間違った方向性に使う児童生徒が現れるのではないかと、ということ懸念しますが、リテラシー教育について教えてください。

学校教育課長：

太田市G I G Aスクール構想を推進する前から、情報モラル教育は推し進めているところです。教育課程にも位置付けられています。それからこの学習用端末にかなり精度の高いフィルタリングを設定しておりまして、例えばYouTubeなどは見ることができなくなっていますし、危険なサイトにはアクセスできないようにしてあります。また、夜何時以降は見られない、というような時間制限も設定してあります。いずれにしても、委員がご心配のとおり、子どもたちの健全育成のために、犯罪に巻き込まれないための情報の活用の仕方というのは今までも実施しておりますし、太田市G I G Aスクール構想を進めるにあたっては、なお一層情報モラル教育というものを推し進めなくてはならないということは感じております。

倉嶋委員：

今、ご説明いただいたことを保護者に周知できるように、安心していただけるような設定になっている、ということも含めてご通知いただければと思います。最後にもう一点、(G I G Aスクール構想が進むと)各学校の視聴覚教室の必要性がなくなるのかなと思うのですが、そこにある機器の管理はどうなっていますか。

学校教育課長：

先ほどの、周知に関しましては、文書にて保護者にすでに周知しております。そして、次のご質問ですが、パソコン教室に関しましては、今後の必要性について、学校現場と情報交換をしながら研究しているところです。ただ、現状ではパソコン教室の存在意義も捨てがたい、という意見も出ています。このあと、財政的な面や、子どもの教育効果についてなど多面的に検討していく必要があるかと思えます。

議長（教育長）：

他にご意見等はございますか。ないようですので、原案のとおり承認ということでお願いいたします。

続きまして、議案第33号「旧太田市立太田東小学校に関する教育財産の廃止について」教育総務課長から説明願います。

教育総務課長：

「旧太田市立太田東小学校に関する教育財産の廃止について」 【提案理由説明】

議長（教育長）：

只今の説明につきまして、ご質疑等はございませんか。

池田委員：

教育財産でなくなると、どこの所管になるのでしょうか。

教育総務課長：

行政財産という位置づけになり、太田行政センターが所管するようになります。

議長（教育長）：

他にご意見等はございますか。ないようですので、原案のとおり承認ということでお願いいたします。

続きまして、議案第34号「太田市奨学金貸与条例の一部改正について」教育総務課長から説明願います。

教育総務課長：

「太田市奨学金貸与条例の一部改正について」 【提案理由説明】

議長（教育長）：

只今の説明につきまして、ご質疑等はございませんか。

野村委員：

専修学校の一般課程は、なぜ除かれているのですか。

教育総務課長：

専修学校には、一般課程、高等課程、専門課程というものがございます。高等課程は中学校卒業程度、専門課程は高校卒業程度といった入学条件があります。ところが、一般課程については（そういった入学条件がなく）誰でも大丈夫なので、例えば小学生でも行けてしまうので、外させてもらっています。

佐藤委員：

免除の申請は年度ごとのようですが、これは就学していた最終学年分を免除するということですか。

教育総務課長：

この制度は、（例えば）4年制の大学に通って4年間奨学金を受けていた場合は、卒業後1年据え置いて、4年の倍の8年間で返還していただく制度になっています。ですので、免除される部分がどの学年分であるといった概念がありません。

佐藤委員：

それでは8年間の中を、年度ごとに申請してください、ということですね。

教育総務課長：

そのとおりです。

議長（教育長）：

他にご意見等はございますか。ないようですので、原案のとおり承認ということでお願いいたします。

続きまして、議案第35号「太田市笹川清奨学基金条例の一部改正について」教育総務課長から説明願います。

教育総務課長：

「太田市笹川清奨学基金条例の一部改正について」 【提案理由説明】

議長（教育長）：

只今の説明につきまして、ご質疑等はございませんか。

池田委員：

基金の運用は、今までどこの部署がどのような方法で行っていたのですか。

教育部長：

基金の運用につきましては、会計課が定期預金で運用していました。以前は相当利率が良かったので、その運用益を使って今まで支給していたのですが、近年の低金利ではほとんど利子が付きませんので、元金を取り崩して支給せざるを得ない、ということでした。

池田委員：

一人あたり年額40万をあげてしまうと、5千万円の元金がすぐになくなってしまふのではないかと思うのですが。

教育総務課長：

今の計画段階では、例えば年間5人とした場合は、およそ6年で基金が終わると想定しています。

池田委員：

分かりました。

倉嶋委員：

基金が尽きるまで支給し続けるのか、もしくは基金の下限を作って最低限の金額を

残して制度を残そうというのと、どちらですか。

教育総務課長：

今考えているのは、使い切ってしまうという計画です。

倉嶋委員：

創設の歴史が分からないのですが、創設者の方との使い切ることの合意形成はできているのでしょうか。

教育総務課長：

昭和49年当時に、笹川清さんから寄付していただいて始まった基金であります。教育総務課で調査したのですが、笹川清さんのご遺族は、今確認ができません。おそらくいないのではないかと考えています。当初の笹川さんのご意思を最大限尊重して、これまで基金を運用してきたわけですが、法律上は、いったん寄付として市が受けたものは、市の方で意思決定できる、ということは調べてあります。それで、ここに来て運用益が出ないものですから、5千万円をこのまま放置するのか、それとも活用するのか、判断を迫られたときに、使いましょう、という結論に至ったということです。

倉嶋委員：

理解いたしました。ならば、使い切ってしまった時の規定も含めて条例改正したほうがいいのではないかと思うのですが。

教育総務課長：

今回改正しようとしている規定に従って支給を行って、基金が底をついた時点で制度が終了するという理解をしております。

倉嶋委員：

それがどちらかに書かれているということですか。

教育総務課長：

この条例の中には、基金が終了した時にはこの制度は終了するという文言はございません。

倉嶋委員：

制度の廃止が自然的になくなっていくもので行政的に問題ないのであればいいのですが、今回の改正が元金をすべて使ってしまってもいいように変えるのであれば、基金が終わった段階で制度がなくなると明記しておいた方が、再度意見等があった時に、笹川さんの意思を尊重して教育のために使い切りましたという表現ができるのかな

と思います。

教育総務課長：

委員のおっしゃるとおり、基金が終わった時点で条例の廃止の手続きをすることになると思います。以上です。

倉嶋委員：

分かりました

議長（教育長）：

他にご意見等はございますか。ないようですので、原案のとおり承認ということでお願いいたします。

次に、議案第36号「太田市モーテル類似旅館建築等規制条例の一部改正について」青少年課長から説明願います。

青少年課長：

「太田市モーテル類似旅館建築等規制条例の一部改正について」【提案理由説明】

議長（教育長）：

只今の説明につきまして、ご質疑等はございませんか。

ご意見等はないようですので、原案のとおり承認ということでお願いいたします。

続いて、日程第5 事務報告を取り扱います。

はじめに、「損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について」文化財課長、報告願います。

文化財課長：

「損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について」【概要報告】

議長（教育長）：

只今の報告につきまして、ご質疑等はございませんか。

ご意見等はないようですので、次の報告事項「令和2年度『地元企業・大学と連携したグローバル人材育成事業』の実績報告について」市立太田高校事務長、報告願います。

市立太田高校事務長：

「令和2年度『地元企業・大学と連携したグローバル人材育成事業』の実績報告について」【概要報告】

議長（教育長）：

只今の報告につきまして、ご質疑等はございませんか。

ご意見等はないようですので、次の報告事項「1,000万円以上工事請負契約締結の報告について」、市立太田高校事務長、報告願います。

市立太田高校事務長：

「1,000万円以上工事請負契約締結の報告について」 【概要報告】

議長（教育長）：

只今の報告につきまして、ご質疑等はございませんか。

ご意見等はないようですので、以上で終了します。

事務局から連絡をお願いします。

事務局：

事務局から次回の定例会について、連絡いたします。教育委員会令和3年9月定例会を、9月8日 水曜日午後2時から、尾島庁舎教育委員会室で開催予定です。どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

議長（教育長）：

この後は、秘密会となります。議案に係る方のみ、お残りください。暫時休憩とします。

— 休 憩 —

【 秘 密 会 】

学校教育課長：

「太田市立太田高等学校普通科の募集について」 【提案理由説明】

可決

学校教育課長：

「令和4年度使用太田市立小・中・義務教育・高等学校教科用図書採択について」

【提案理由説明】

可決